

《破産申立のために用意していただく書類等（消費者破産）》

- 1、住民票謄本
家族全員の記載があり、世帯主、続柄、本籍等の省略のないもの。
- 2、源泉徴収票と課税証明書（非課税証明書）確定申告書の控え（自営業者の場合）
本人及び同居者の昨年分のものを各1通用意して下さい。
課税証明書、非課税証明書は市役所等で取れます。
- 3、不動産（土地・建物）を所有している場合（本人又は同居者が所有）
 - a)登記簿謄本又は登記事項証明書 不動産ごとに1通（法務局で取ってきて下さい。）
 - b)不動産の固定資産評価証明書 不動産ごとに1通（市役所で取ってきて下さい。）
 - c)不動産競売関係書類（不動産が差し押さえを受けている場合）
- 4、不動産を最近（過去3年以内くらい）処分した場合
 - a)登記簿謄本又は登記事項証明書 不動（法務局で取ってきて下さい。）
 - b)（売買）契約書とお金の支払先の明細がわかる書類
- 5、相続が最近（過去3年以内くらい）発生した場合
遺産分割協議書等具体的相続財産の分かる書類
- 6、自動車、バイクを所有している場合
 - a)車検証のコピー又は自動車登録事項証明書
 - b)自動車・バイクの査定証（年式の古いものは結構です。）
- 7、保険に加入している場合
 - a)生命保険、損害保険等の保険証券
 - b)解約した場合の返戻金額のわかる書類、失効した場合はその証明書。
- 8、有価証券、出資金、ゴルフ会員権等の証券類
- 9、賃貸借契約書、住宅使用許可書又は所有者作成の居住を証明する証明書（持ち家以外の場合）
- 10、借用証書の控え又は債権者からの請求書・領収書その他現在残高が分かる書類等
- 11、クレジットカード、カードローン等のカード類（手持ちのもの全部）
（当事務所よりカード会社へ返却いたします。キャッシュカードはいりません。）
- 12、債務についての裁判関係書類（判決書、訴状、支払督促等）
- 13、診断書又は入通院を証明する書類（本人又は同居者が、病気等で入院・通院している場合）
- 14、退職金見込み額証明書
勤続5年以上の場合は支給額証明書（仮に今の勤務先を退職した場合の退職金見込額を証明するもの）を用意して下さい。退職金支給規定がある場合はそのコピーで代用可。
- 15、生活保護等の受給証明書、年金受給証明書（公的扶助を受けている場合）
- 16、給料明細書
- 17、貯金、預金通帳（過去2年分の通帳）
最後の月まで必ず通帳記帳をして下さい。
- 18、会計帳簿類（自営業者の場合）
- 19、運転免許証または健康保険証（コピーをとらせていただきます）
- 20、三文判